

新潟県立自然科学館指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

新潟県観光文化スポーツ部文化課

新潟県立自然科学館指定管理者募集要項 目次

1.	施設の概要	1
2.	指定管理者が行う業務の範囲	2
3.	指定の期間	3
4.	自然科学館の管理運営における収入	3
5.	管理の基準	5
6.	県と指定管理者のリスク分担	6
7.	備品及び修繕	6
8.	応募資格	7
9.	スケジュール（予定）	8
10.	募集要項等の配布、現地説明会等	8
11.	応募の手続き	10
12.	指定管理者候補者の選定	12
13.	指定管理者の指定	13
14.	協定の締結	13
15.	管理運営準備・運営引継ぎ	13
16.	業務開始前の取消等	14
17.	その他	14
18.	問い合わせ先	15

新潟県立自然科学館（以下「自然科学館」という。）における県民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び新潟県立自然科学館条例（昭和 56 年新潟県条例第 48 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1) 名 称

新潟県立自然科学館

(2) 所在地

新潟県新潟市中央区女池南 3 丁目 1 番 1 号

(3) 設置条例

新潟県立自然科学館条例（昭和 56 年新潟県条例第 48 号）

(4) 設置目的

県民の自然科学に関する教養を高め、県民文化の向上に寄与すること。（条例第 1 条）

(5) 沿革及び役割

自然科学館は、新潟県の立県 100 年を記念して、県民の自然科学に関する教養を高め、県民文化の向上に寄与することを目的とした文化施設として、昭和 56 年 11 月に開館しました。

自然科学館では設置目的に沿い、次代を担う青少年が科学を正しく理解し、心豊かで創造性に富んだ社会人として成長することや、生涯学習のニーズが高まる中、多くの県民の皆さんから科学に興味を持ち親しんでいただくために各種事業の充実に努めています。具体的には、日々進歩する科学技術の紹介や特別展・イベント等の開催、プラネタリウムの投映、科学教室の開催などを実施しており、自然科学分野における県内の中核的な施設としての役割を担っています。

開館から平成 17 年度まで管理委託をし、平成 18 年度からは指定管理者制度により管理・運営を行っています。

(6) 施設・設備の概要

- | | |
|--------|--|
| ① 敷地面積 | 36,656.00 m ² |
| ② 建築面積 | 7,346.80 m ² |
| ③ 延床面積 | 15,314.90 m ² |
| ④ 構 造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建て |
| ⑤ 施設概要 | 展示室、プラネタリウム、天体観測室、特別展示室、会議室（3 室）、講堂、実験室（2 室）、標本制作室（2 室）、修理室、暗室（2 室）、収蔵庫（4 室）、荷捌室、談話ラウンジ、食堂、事務室 等 |
| ⑥ 開館日 | 昭和 56 年 11 月 1 日 |

詳細は、別紙「新潟県立自然科学館管理運営業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおりです。

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 自然科学館のミッション

県民の自然科学に関する教養を高め、県民文化の向上に寄与する

(新潟県立自然科学館条例第1条)

- ・自然科学館の施設（常設展示、プラネタリウム等）を活用して県民に自然科学に関する知識の普及を行う。
- ・魅力ある特別展、科学教室及びイベントの開催等によって、青少年のみならず多くの県民に自然科学に関する教養を高める機会を提供する。
- ・自然科学館の施設の活用やイベントの開催等を通して、多くの県民が地域文化を知り、地域に誇りと愛着を持つことが実現できるような機会を提供する。

(2) 指定管理者が行う業務

① 施設の運営に関する業務

- ・入館料等（利用料金）の徴収に関する業務
- ・施設の案内に関する業務
- ・広報宣伝業務
- ・行政財産目的外使用の事業者等との連絡調整（レストラン、ミュージアムショップ、自動販売機等）
- ・その他施設の利用に関する業務

② 施設の維持管理に関する業務

- ・施設及び設備の保守点検に関する業務
- ・施設の清掃に関する業務
- ・施設の保安警備に関する業務
- ・備品類の管理・調達に関する業務
- ・その他施設の維持管理に関する業務

③ 自然科学の知識普及に関する業務

(条例第2条各号に掲げる事業の実施に関すること)

- ・自然科学の分野に属する資料の展示を行うこと
- ・展示に必要な資料の収集、保管及び調査研究を行うこと
- ・資料の利用について必要な説明、助言及び指導を行うこと
- ・資料に関する講演会、講座等を主催し、及びその開催を援助すること
- ・プラネタリウムの投影及び天体観測の指導を行うこと
- ・その他目的達成に必要な事業

④ その他の業務

- ・事業計画書及び収支予算書の作成
- ・事業報告書の作成
- ・自己評価の実施
- ・指定期間終了にあたっての確実な引継業務
- ・その他日常業務の調整等
- ・その他条例の設置目的達成に必要な事業

詳細は、業務仕様書のとおりです。

(3) 指定管理者に特に要請する事項

開館当初からの展示を含む既存展示等を活用し、他の文化・教育施設を含む多様な主体との連携や応募者の創意工夫による新たな魅力を創出し、利用者の増加につながる魅力的な事業展開を期待しており、次に示す事項について、施設の利用促進に向けた具体的な提案を新潟県立自然科学館指定管理者事業計画書（別紙様式第9号）（以下「事業計画書」という。）に記載してください。

① 入館者増加に向けた提案

次に示す数値を下限として、指定期間中に目指す達成目標と具体的方策を提案してください。（事業計画書1（2））

○入館者数 年間 255,000 人

○具体的方策（例示）

- ・サービス向上
- ・特別展、イベントの充実
- ・プラネタリウムの活用
- ・多様な主体との連携（学校教育、企業、大学、NPO、文化施設等）
- ・アウトリーチ活動（出前講座、出張イベント等） 等

② バリアフリー対応及び外国人利用者への適切な対応（事業計画書1(3)）

③ 効果的な広報（話題づくり、マスコミによる取材の積極的活用、SNS等の活用）

上記提案に関する財源は、指定管理料、利用料金収入またはその他の収入によりまかなうものとします。

3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）。ただし、県議会の議決を経て確定します。

4 自然科学館の管理運営における収入

自然科学館の管理運営にあたって指定管理者の収入は、入館者が支払う利用料金、県が支払う指定管理料及びその他の収入です。

(1) 利用料金

本事業では地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制度を採用することとします。利用料金の額は、条例の規定に基づき、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとします。

応募者は、自らが想定する利用料金、目標となる入館者数をもとに利用料金収入見込額を算定して新潟県立自然科学館指定管理者収支計画書（別紙様式第10号。以下「収支計画書」という。）に記載の上、その積算根拠の資料を添付してください。

なお、利用料金とは、条例第6条から第9条、及び第14条に定める料金を指します。

(2) 利用料金の増収又は減収の場合の取扱い

指定管理者は、実際の利用料金収入額が、指定管理料の算定の際に定めた利用料金収入見込額を上回った場合は、上回った額（適切と認める管理運営経費が増加した場合は当該増加額を除いた額）の2分の1を県に納付してください。

利用料金の収入減のリスクについては、指定管理者の負担とし、県は指定管理料の増額は行いません。ただし、リスク負担の詳細については、指定管理者と県が協議の上、協定において定めるものとします。

(3) 指定管理料

指定管理料は、申請者の収支計画書において提案された金額に基づき、年度ごとに指定管理者と県が協議の上、県予算の範囲内において定めるものとし、各年度の指定管理料は毎年度締結する年度協定において明記します。

指定管理者は、主として利用料金の収入により施設の管理事業を行うと認められる場合、事業所税の対象となります。その場合は、収支計画に含めて作成してください。

なお、指定管理料は収支計画書に基づく資金計画に従って、会計年度（4月1日から翌年3月31日）の四半期毎に概算（前払い）で支払うことが可能です。

指定管理料の提案にあたっては、県が指定管理者に支払う指定管理料の年額及び指定期間（5年間）の総額を、次の基準額以内としてください。当該基準額を超える提案または当該下限額を下回る提案は失格とします。

ア 年額

304,461千円 ～ 286,194千円

イ 指定期間の総額（年額×指定期間5年）

1,522,305千円 ～ 1,430,970千円

※ 基準額には、消費税及び地方消費税を含みます。

なお、前述のとおり各年度の指定管理料は毎年度締結する年度協定によるものであり、基準額以内の提案であってもこの支払いを保証するものではありません。

また、提案にあたっては、参考資料に示す過去の収支状況を参考にしてください。

(4) その他の収入

自然科学館の事業実施について、国、企業、その他の団体等からの各種助成金、協賛金などを活用することもできます。

なお、活用する場合は、事前にその事業内容について県に協議してください。

その他、応募者のノウハウや創意工夫を発揮した収入事業について提案することも可能です。

なお、実施する場合は、事前にその事業内容について県に協議してください。

5 管理の基準

指定管理者は、条例に定める管理の基準に基づき運営することとします。管理の基準の詳細は、業務仕様書のとおりとします。

(1) 開館時間

午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分（入館は午後 4 時）まで

(2) 休館日

- ① 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その直後の平日）
- ② 毎月第 3 火曜日
- ③ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(3) 管理に関する提案

指定管理者は、上記(1)(2)にかかわらず、開館時間もしくは休館日を変更し、または臨時に休館することができます。応募者の柔軟な発想により、新たな視点から検討を行い、これらを変更する場合は、事業計画書に記載して提案してください。なお、変更にはあらかじめ知事の承認が必要です。

また、応募者のノウハウや創意工夫の発揮により、ごみの削減または省エネルギーに配慮した運営を行うことなど、効果的・効率的な施設管理方法についての具体的な提案がある場合は、事業計画書に記載して提案してください。

(4) 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守してください。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 新潟県立自然科学館条例（昭和 56 年新潟県条例第 48 号）
- ③ 新潟県立自然科学館条例施行規則（昭和 56 年新潟県規則第 90 号）
- ④ 新潟県情報公開条例（平成 13 年新潟県条例第 57 号）
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑥ 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年新潟県条例第 32 号）
- ⑦ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）
- ⑧ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑨ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑩ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）
- ⑪ その他の関係法令

(5) 県内の産業振興や雇用の確保への配慮

指定管理者が行う管理運営に当たっては、特別な理由がある場合を除き、職員の雇用については県内居住者の雇用に努めてください。この方針については事業計画書に記載するとともに、具体的な提案がある場合は事業計画書に記載してください。

また、委託業務の発注や物品の調達等において、県産品の活用や県内業者への発注について具体的な提案がある場合は事業計画書に記載してください。

6 県と指定管理者のリスク分担

指定管理者が行う業務については、指定管理者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として指定管理者が負うものとします。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。

県と指定管理者のリスク分担の方針は、次表のとおりとします。なお詳細については、協定書において定めることとします。

リスク分担表

※1

種類	内 容	県	指定 管理者
法令変更	施設の設置基準の変更等、法令変更に伴い施設設備等の改修・整備が必要なもの	○	
	施設の管理運営面に対応可能なもの		○
税制度の変更	税制度の変更による納税額の増加によるもの (下記によるものを除く)		○※2
	消費税率及び地方消費税率の変更によるもの	○	
物価変動	指定後の物価上昇、インフレ、デフレによるもの		○※2
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用変動	当初の利用見込みとの乖離		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の 損傷	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		○
	施設設備等の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外のもので、1件あたりの修繕額が60万円未満のもの		○
	上記以外のもので、1件あたりの修繕額が60万円以上のもの	○※3	
第三者への損害 賠償	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		○※4
	施設設備等の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
運営の中断に 係るリスク	指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休館、事業中止等		○
	施設設備等の設計・構造上の瑕疵による臨時休館、事業中止等	○	
	県の責めに帰すべき要因による臨時休館、事業中止等	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの)に伴う経費の増や事業履行不能等	○	

※1 本表に定める事項で疑義がある場合または本表に定めのないものについては、協議事項とする。

※2 指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすものは協議事項とする。

※3 原則として県が費用負担、実施は県又は指定管理者とするが、県の財政状況が厳しく対応が困難なこともあり得るので、修繕内容により個別協議とする。

※4 一定の保険に加入するものとする。

7 備品及び修繕

(1) 備品の帰属について

① 施設機能として必要な備品

施設機能として必要な備品については、指定管理料、利用料金収入またはその他の収入により指定管理者が購入した場合（経年劣化等による更新を含む）につ

いても、県の所有に属するものとします。指定管理者が購入及び更新を実施する場合には、あらかじめ県と協議を行うものとします。

② 事務備品

事務備品（主として事務室において使用するものをいう。）を指定管理料、利用料金収入またはその他の収入により指定管理者が購入した場合、指定管理者の所有に属するものとします。この場合の事務備品については、指定期間終了時に、指定管理者が自己の費用及び責任により撤去することとします。ただし、県が承諾した場合は、この限りではありません。

③ 指定管理者が任意調達した備品

指定管理者は、任意により備品を調達・搬入し、業務や自主事業の実施のために供することができます。指定管理者が任意調達した備品の指定期間終了時の取扱いは、指定管理者が指定管理料、利用料金収入またはその他の収入により購入した事務備品と同様とします。

④ 備品の処分について

管理備品のうち、使用に耐えないもの、今後使用が見込めない備品は、早期処分を行ってください。処分する場合は、県に事前協議の上、指定管理者の負担により処分します。

(2) 修繕について

1 件当たりの金額が60万円以上の修繕は原則として県が予算の範囲内で費用を負担し、実施は県又は指定管理者とします。なお、1 件当たりの金額が60万円未満の修繕は指定管理者が指定管理料、利用料金収入またはその他の収入により行うものとします。

8 応募資格

応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）、複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）とし、個人での応募は受け付けません。単独で応募した法人等は、共同体の構成員になることはできません。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできません。共同体で応募する場合は共同体の代表法人等を定めて下さい。

共同体で応募した場合、県と指定管理者の協定の締結に当たっては、共同体の構成員全てを協定当事者としてします。選定後の協議は、代表法人等を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同体の構成員全てが負うことになります。

なお、応募者（共同体の構成員を含む）は以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。
- (3) 知事、副知事並びに地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）
- (4) 県の指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。
- (6) 県税等を滞納していないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- (9) 指定管理者になろうとする法人等（共同体の構成員を含む）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - ④ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

9 スケジュール（予定）

日 程	項 目
令和 8 年 7 月 31 日(金)～9 月 4 日(金)	募集要項等の配布
令和 8 年 8 月 17 日(月)	現地説明会
令和 8 年 8 月 19 日(水)まで	募集要項等に関する質問受付
随時（遅くとも 8 月 26 日（水）までには回答します）	募集要項等に関する質問への回答の公表
令和 8 年 9 月 4 日(金)まで	申請書受付期限
令和 8 年 9 月中旬	資格要件確認の通知
令和 8 年 9 月下旬～10 月中旬	審査の実施

10 募集要項等の配布、現地説明会等

(1) 募集要項等

次の資料については、新潟県観光文化スポーツ部文化課ホームページから入手し、ご応募ください。

- ・ 募集要項
- ・ 様式集
- ・ 業務仕様書

- ・ 選定基準
 - ・ 新潟県立自然科学館条例
 - ・ 新潟県立自然科学館条例施行規則
- ホームページアドレス
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunka/>

(2) 参考資料等

次の資料については、希望する方に配布いたします。郵送することも可能ですが、その場合、送料はご負担ください。（配布を希望される方は事前にご連絡ください。）

- ・ 管理運営業務仕様明細書
- ・ 管理運営業務仕様明細書（詳細）
- ・ 管理運営経費の実績 等

① 配布期間及び時間

令和8年8月7日（金）～8月26日（水）

（土日祝日を除く、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで）

② 配布場所

新潟県観光文化スポーツ部文化課文化政策係（新潟県庁行政庁舎16階）

住 所：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

T E L：025-280-5138

電子メール：ngt150030@pref.niigata.lg.jp

(3) 現地説明会の開催

現地説明会を、次により開催します。

① 開催日時

令和8年8月17日（月） 午後2時～

② 開催場所

新潟県立自然科学館 新潟県新潟市中央区女池南3丁目1番1号

③ 参加申込

説明会への参加を希望する場合は、8月10日（月）までに現地説明会参加申込書（様式第11号）に法人等の名称及び参加者の氏名、連絡先電話番号等の必要事項を記載の上、次の申込先に電子メールで連絡してください。なお、希望者多数の場合には、参加人数等を調整させていただく場合があります。

④ 申込先

新潟県観光文化スポーツ部文化課文化政策係

電子メール：ngt150030@pref.niigata.lg.jp

(4) 本件募集要項等に関する質問の受付

本件募集要項等に関する質問がある場合には、質問書（様式第12号）に記入のうえ、電子メールにより提出してください。受領後、県より受領確認の返信を行います。な

お、電子メールでの質問照会が難しい場合は、事務局までご連絡ください。

① 受付期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から 8 月 19 日（水）まで

② 回答方法

回答は順次、新潟県観光文化スポーツ部文化課ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunka/>）で行います。ただし、ノウハウに関わる部分等、公表することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては当該質問者のみに回答を通知します。

③ その他

なお、電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けません。

11 応募の手続き

(1) 提出書類

応募に当たっては、次の書類を正本 1 部、副本 9 部（複写可）の計 10 部提出してください。

- ①新潟県立自然科学館指定管理者指定申請書（別紙様式第 1 号）
- ②共同応募確認書（別紙様式第 2 号）（共同体の応募の場合に限る）
- ③誓約書（別紙様式第 3 号及び第 4 号）
- ④法人等の概要（別紙様式第 5 号）
- ⑤役員名簿（別紙様式第 6 号）
- ⑥類似施設の主な管理業務実績（別紙様式第 7 号）
- ⑦労働条件チェックリスト（別紙様式第 8 号）
- ⑧事業計画書（別紙様式第 9 号）
- ⑨収支計画書（別紙様式第 10 号）
- ⑩定款、寄付行為その他これらに類するもの
- ⑪法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- ⑫申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務状況を明らかにすることができる書類
- ⑬申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人の業務の内容を明らかにすることができる書類
- ⑭納税証明書（法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税。なお、消費税及び地方消費税については納税証明書（その 1）の提出とする。）

(2) 申請書類の受付

① 受付期間及び時間

受付期間：令和 8 年 8 月 3 日（月）から 9 月 4 日（金）まで（土日祝日を除く）

受付時間：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（締切必着）

② 受付期間の延長

上記受付期間内に申請件数が 2 者に達しないときは、受付期間を延長する場合は

あります。その場合は、新潟県観光文化スポーツ部文化課のホームページにてお知らせします。

③ 受付場所

新潟県観光文化スポーツ部文化課文化政策係（新潟県庁行政庁舎 16 階）

住 所：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

申請書類の提出は原則持参とします。ただし、郵送とする場合は書留郵便とし、封書の表に赤字で「新潟県立自然科学館指定管理者申請書」と記載してください。郵送の場合も令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時までに必着とします。なお、郵便の事故等については応募者のリスク負担とします。

(3) 応募に当たっての留意事項

- ・提出書類は（理由の如何に関わらず）返却しません。
- ・応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- ・新潟県立自然科学館指定管理者審査委員会委員、本件業務に従事する本県職員並びに本県関係者に対し、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。
- ・現地見学会等の定められた機会を除き、県が便宜を図ることはできません。応募者は県が提供した情報及び独自に入手した情報のみで申請してください。
- ・本業務の応募のために得た情報について、応募者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできません。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に取得できる情報については、その対象ではありません。
- ・共同体で応募する場合、代表法人等及び構成員の変更は認めません。
- ・申請書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、指定管理者候補者の決定等に必要な場合には、県は指定管理者に指定された応募者の申請書類の全部または一部を無償で利用できるものとします。
- ・事業計画書の内容に含まれた管理運営方法等が特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている場合で、それを使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。
- ・提出された申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ・応募者は、申請書類提出後に応募を取り消す場合、応募辞退届（別紙様式第 13 号）を提出してください。
- ・応募者の名称及び選考結果等は公表されます。
- ・募集要項に定める手続きを遵守しない場合は失格となります。
- ・申請書類に虚偽の記載をした場合、失格となります。
- ・申請一団体に付き、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- ・提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、県が必要と認める場合には追加資料等を求めることがあります。なお、募集期間を延長した場合は、延長前の募集期間内に申請した団体は延長後の募集期間の終了までに既に提出した申請書類の修正ができるものとします。
- ・修繕工事等により、休館が必要な場合がありますので、ご承知の上応募してください。

い。ただし、修繕を実施する際には指定管理者と協議します。

12 指定管理者候補者の選定

(1) 形式審査（資格要件等の確認）

提出のあった申請書類について、新潟県観光文化スポーツ部文化課において、応募者の資格要件等の適否について確認します。確認結果は応募者全員に通知します。なお、共同体による応募の場合は共同体の代表法人等に通知します。

(2) 内容審査（指定管理者審査委員会による選定）

① 審査委員会

応募者から提出された申請書類等の審査は、学識経験者、経営有識者等7名の委員で構成する「新潟県立自然科学館指定管理者審査委員会」において審査を行います。

新潟県立自然科学館指定管理者審査委員会名簿

委員	石田	直樹	（公認会計士（石田直樹公認会計士事務所代表））
委員	荻野	真美	（新潟県小学校長会副会長（新潟市立小針小学校長））
委員	桐生	徹	（上越教育大学大学院学校教育研究科教授）
委員	野口	一則	（株式会社シアンス相談役）
委員	山岸	芳夫	（新潟工科大学工学部工学科教授）
委員	鷲頭	正	（新潟県社会保険労務士会 特定社会保険労務士）
委員	萬歳	真紀	（新潟県観光文化スポーツ部文化課長）※採点には加わらない

② 審査、優先交渉権者の選定

審査は、資格要件を満たした者を対象に、提出された事業計画書等の内容について、プレゼンテーション方式で実施します。

具体的な審査方法等については、「新潟県立自然科学館指定管理者選定基準」によることとします。

③ 審査委員との接触禁止

本要項の公表から指定管理者候補者の決定までの間、応募者は本指定管理者選定に係る案件で、審査委員会の委員との接触はできません。

④ 指定管理者候補者の決定、仮協定の締結

審査委員会の意見を踏まえ、県は、指定管理者候補者を決定します。

県は第1順位の優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合は、その者を指定管理者候補者として決定し、必要に応じて仮協定を締結します。第1順位の優先交渉権者との協議が不調に終わったときは、次の順位の優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合は、その者を指定管理者候補者として決定し、必要に応じて仮協定を締結します。

⑤ 結果の通知等

審査結果等は、すべての応募者に対して文書で通知（共同体による応募の場合は共同体の代表法人等に通知）するとともに、すべての応募者の名称等を新潟県観光文化スポーツ部文化課ホームページにおいて公表します。なお、電話や来訪

等による問い合わせには応じません。

(3) 選定対象からの除外

選定過程の中で、応募者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

なお、共同体での応募で、共同体の構成員のいずれかが次の要件に該当する場合は、同様に選定対象から除外します。

- ・ 応募資格を失った場合または応募資格がないことが判明した場合。
- ・ 申請書提出期間に所定の書類が整わなかった場合。
- ・ 複数の申請を行い、または複数の事業計画書及び収支計画書を提出した場合。
- ・ 申請書類に虚偽または不正の記載があった場合。
- ・ その他不正な行為があった場合。
- ・ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- ・ この要項において示した条件に反した場合または著しく逸脱した場合。
- ・ 応募者が倒産し、もしくは解散した場合。

13 指定管理者の指定

指定管理者候補者の決定後、その結果等について、新潟県観光文化スポーツ部文化課ホームページにおいて公表します。

また、新潟県議会での議決を経て、指定管理者候補者に対し指定管理者の指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

14 協定の締結

施設の管理業務を実施する上で定めておく必要がある事項について、指定管理者と県との間で協定を締結します。協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

基本協定は令和9年3月（予定）に、年度協定は前年度の3月（予定）に締結します。

15 管理運営準備・運営引継ぎ

指定管理者は、指定期間の始期（令和9年4月1日）から円滑に業務が実施できるよう、原則として指定管理者が自らの責任と費用負担において、指定後速やかに管理運営の準備を開始し、県または現指定管理者から確実に引継ぎを行ってください。

また、指定期間が終了し、引き続き指定管理者として指定されなかったとき、または指定期間内に指定を取り消されたときは、業務が遅滞なく円滑に実施されるように、県が定める期間内に、県または県が指定した者に対して業務の引継ぎを確実に行ってください。

16 業務開始前の取消等

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者候補者の優先交渉権者として選定された者、指定管理者候補者として決定された者または指定管理者として指定された者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者の優先交渉権者としての選定、指定管理者候補者としての決定または指定管理者としての指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等が共同体の場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者の優先交渉権者としての選定、指定管理者候補者としての決定または指定管理者としての指定を取り消すとともに、構成団体が該当した場合は、代表団体が当該構成団体に代え、知事の承認を得た上で新たに他の構成団体を協定に加える等、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができない場合に、同様に取り消すこととします。

取消となった場合は、申請者の順位付けにおいて次の順位の優先交渉権者と協議し、協議が整った場合は、その優先交渉権者を指定管理者候補者として決定します。

- ・応募資格を失った場合または応募資格がないことが判明した場合。
- ・提出した書類に虚偽または不正の記載があることが判明した場合。
- ・この要項において示した条件に反した場合または著しく逸脱した場合。
- ・指定管理者等が社会的に非難される事件を起こした場合。
- ・指定管理者等が倒産し、もしくは解散した場合。
- ・資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められる場合。
- ・新潟県議会において、指定にかかる議案が否決された場合。
- ・正当な理由なくして協定の締結に応じない場合。
- ・その他指定管理者に指定することが不可能となった場合または著しく不相当と認められる事情が生じた場合。

17 その他

(1) 事業計画書等

- ① 指定管理者として指定された場合にあつては、管理期間中、毎月、半期及年間の業務の実施状況に関する事業報告書（月間事業報告書、半期事業報告書）を、県が定めた様式により作成し、所定の期日までに県に提出するものとする。
- ② 県は、当該申請に際して提出された事業計画書及び毎年度業務開始時に県に提出する年度事業計画書、並びに前年度の業務実績報告書について、個人情報保護条例及び情報公開条例の基準の範囲内で、ホームページ等により公表するものとする。

県は、毎事業年度終了後、指定管理者の業務実施状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

(2) 県による評価の実施と評価結果の公表

県は、毎事業年度終了後、指定管理者の業務実施状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

(3) 業務の継続が困難になった場合等の措置

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合またはそのおそれがあると認められる場合は、県は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができることとします。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合等には、県は、指定管理者の指定の取り消しまたは業務の全部もしくは一部の停止（以下「指定の取消等」という。）を命じることができることとします。
- ③ 指定管理者が県の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど業務の継続が困難と認められる場合は、県は、指定の取消等を命じることができることとします。
- ④ ②または③により指定管理者の指定を取り消され、または業務の全部もしくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- ⑤ 県または指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、県は指定管理者の指定の取消等を命じることができることとします。
- ⑥ 指定管理者の指定を取り消された場合は、次に施設の業務を行う指定管理者または県が円滑かつ支障なく本施設の業務を行うことができるよう、引継等の必要な対応を行ってください。

(4) 事業計画変更時等の指定管理料の減額

指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合や指定管理者が提出した事業計画を達成できない場合において、当初計画より事業経費が減少したときは、指定管理料の支払額から減額します。

18 問い合わせ先

新潟県観光文化スポーツ部文化課文化政策係

住 所 : 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

T E L : 025-280-5138

電子メール: ngt150030@pref.niigata.lg.jp